

平成18年第1回土別市議会定例会会議録(第1号)

平成18年2月23日(木曜日)

午前10時00分開会

午後 2時13分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 3号 平成18年度土別市一般会計予算

議案第 4号 平成18年度土別市診療施設特別会計予算

議案第 5号 平成18年度土別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 6号 平成18年度土別市老人保健特別会計予算

議案第 7号 平成18年度土別市介護保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成18年度土別市介護サービス事業特別会計予算

議案第 9号 平成18年度土別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成18年度土別市簡易水道事業特別会計予算

議案第11号 平成18年度土別市公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成18年度土別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成18年度土別市工業用水道事業特別会計予算

議案第14号 平成18年度土別市水道事業会計予算

議案第15号 平成18年度市立土別総合病院事業会計予算

議案第16号 土別市振興審議会条例の制定について

議案第17号 土別市中小企業振興条例の制定について

議案第18号 土別河川防災ステーション条例の制定について

議案第19号 土別市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 土別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 土別市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 土別市基金条例の一部を改正する条例について

議案第23号 土別市学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議案第24号 土別市朝日山村広場条例の一部を改正する条例について

- 議案第 2 5 号 士別市福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 6 号 士別市こども通園センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 7 号 士別市ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 8 号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 9 号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 0 号 士別市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 1 号 士別市農業活性化施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 2 号 士別市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 3 号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 4 号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 5 号 士別市表彰条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 6 号 士別市名誉市民に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 7 号 士別市山崎賞条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 8 号 士別市長の資産等の公開に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 9 号 士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 0 号 士別市コミュニティバス運行事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 1 号 上川教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び上川教育研修センター組合規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第 4 2 号 町（字）の名称の変更について
- 日程第 1 0 議案第 4 3 号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 4 号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 5 号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 6 号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 7 号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 8 号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号 市道路線の変更について
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成17年度士別市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 5 2 号 平成17年度士別市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 3 号 平成17年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 平成17年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 意見書案第 1 号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書について
- 散会宣告

出席議員（30名）

1番	田村明光君	2番	粥川章君
3番	神田壽昭君	4番	岡崎治夫君
5番	柿崎由美子君	6番	池田亨君
8番	谷口隆徳君	9番	川崎毅君
10番	小池浩美君	11番	秋山武四郎君
12番	山居忠彰君	13番	坂本勝己君
14番	小貫勝太郎君	15番	富長俊麿君
16番	山田道行君	17番	熊田庄一君
18番	安藤康夫君	19番	寺下亘君
20番	遠山昭二君	21番	岡田久俊君
22番	齋藤敏一君	23番	長南尚君
24番	阿部豊吉君	25番	近藤礼次郎君
27番	穴井芳明君	28番	斉藤昇君
29番	田宮正秋君	30番	中村稔君
副議長 31番	牧野勇司君	議長 32番	西尾寿之君

欠席議員（2名）

7番	早川龍男君	26番	菅原清一郎君
----	-------	-----	--------

出席説明員

市長	田苅子進君	助役	相山愼二君
助役	瀧上敬司君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	杉本正人君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長（併） 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君
財政課長	三好信之君		
市立土別総合 病院事務局 長	藤森和明君		

教育委員 会長 佐々木 正 雄 君

教育委員 会長 朝 日 保 君

教育委員 会長 佐々木 文 和 君

農業委員 会長 松 川 英 一 君

農業委員 局長 石 川 通 広 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 局長 横 山 日出夫 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 会 事 務 局 事 務 局 幹 事 岡 田 成 治 君

議 会 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 会 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君

議 会 事 務 局 査 浅 利 知 充 君

議 会 事 務 局 幹 事 岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開会)

議長(西尾寿之君) 平成18年第1回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は30名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) 本定例会の会議録署名議員には、19番 寺下 亘議員、20番 遠山昭二議員、21番 岡田久俊議員を指名いたします。

議長(西尾寿之君) ここで諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。7番 早川龍男議員、26番 菅原清一郎議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

- 議案第3号 平成18年度士別市一般会計予算
- 議案第4号 平成18年度士別市診療施設特別会計予算
- 議案第5号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第6号 平成18年度士別市老人保健特別会計予算
- 議案第7号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計予算
- 議案第8号 平成18年度士別市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第9号 平成18年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第10号 平成18年度士別市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第12号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第13号 平成18年度士別市工業用水道事業特別会計予算
- 議案第14号 平成18年度士別市水道事業会計予算
- 議案第15号 平成18年度市立士別総合病院事業会計予算
- 議案第16号 士別市振興審議会条例の制定について
- 議案第17号 士別市中小企業振興条例の制定について
- 議案第18号 士別河川防災ステーション条例の制定について

- 議案第19号 士別市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第20号 士別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 議案第21号 士別市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 士別市基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 士別市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 士別市朝日山村広場条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 士別市福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 士別市こども通園センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 士別市ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 議案第29号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 士別市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 士別市農業活性化施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 士別市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 士別市表彰条例の制定について
- 議案第36号 士別市名誉市民に関する条例の制定について
- 議案第37号 士別市山崎賞条例の制定について
- 議案第38号 士別市長の資産等の公開に関する条例の制定について
- 議案第39号 士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 士別市コミュニティーバス運行事業条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 上川教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び上川教育セ  
ンター組合規約の一部変更について
- 議案第42号 町（字）の名称の変更について
- 議案第43号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第44号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第45号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第46号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第47号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第48号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第49号 市道路線の変更について

議案第50号 平成17年度士別市一般会計補正予算(第3号)

議案第51号 平成17年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第52号 平成17年度士別市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議案第53号 平成17年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第1号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書について

3. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

報告第1号 監査結果の報告について

例月現金出納検査結果報告 11、12月分

4. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 上川町村議会議長会宗谷線部会

イ. 開催日 平成18年1月17日

ロ. 開催地 音威子府村

ハ. 出席者 西尾議長

ニ. 会議概要 議長会宗谷線部会役員の選出を行った後、平成18年度宗谷線部会事業について審議し、次期開催地を決定した後、諸課題「平成18年度地方財政対策について」を研修して会議を終了した。

(2) 全国市議会議長会第80回評議委員会

イ. 開催日 平成18年2月9日

ロ. 開催地 東京都

ハ. 出席者 西尾議長

ニ. 会議概要 事務報告及び各委員会報告に次いで地方議会改革の早期実現を求める決議(案)について他3案件を審議した後、林省吾総務事務次官及び小泉昭男参議院議員の講演を聴取し会議を終了した。

5. 議会広報特別委員会から送付された調査経過及び結果の報告は次のとおりである。

(1) 議会広報の先進地調査について

イ. 期間 平成18年2月9日から10日までの2日間

ロ. 調査地 砂川市、北広島市

ハ. 調査事項 ・議会広報紙の作成について(調査)

ニ. 派遣委員 小池委員長、柿崎副委員長、秋山委員、岡崎委員、川崎委員、山田委員

6. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長 田 効 子 進 助 役 相 山 慎 二

助 役 瀧 上 敬 司 総務部長(併)  
選挙管理委員会  
事務局長 吉 田 博 行

市民部長	安川 登志男	保健福祉部長	杉本 正人
経済部長	佐々木 幸二	建設水道部長	遠藤 恵男
朝日総合支所長	城守 正廣	市立土別総合 病院事務局長	藤森 和明
企画振興室長 兼企画課長	鈴木 久典	市民部次長兼 環境生活課長	有馬 芳孝
保健福祉部次長 兼福祉課長	宮沢 勝己	コスモス苑所長 兼コスモス デザインセン ター所長	岡本 利紀
経済部次長兼 農林振興課長	相山 佳則	建設水道部次長 兼管理課長	稲澤 要
朝日総合支所 次長兼 経済建設課長	大内 孝司	市立土別総合 病院事務局次長 兼総務課長	谷口 春三
総務部参事	林 浩二	総務課長(併) 選挙管理委員 選挙課長	石川 誠
財政課長	三好 信之	市民課長	池田 文紀
税務課長	伊藤 暁	介護保険課長 兼在宅介護 支援センター きぼう所長	西崎 貞一
児童家庭課長	上野 暉	保健福祉 センター所長	岡 強志
桜丘荘所長 兼桜丘ピ センター所長	神田 裕教	商工労働 観光課長	織田 勝
建築課長	土岐 浩二	土木課長	上西 康友
施設維持 センター所長	野口 和幸	上下水道課長	富田 強
地域振興課長 (併)選挙管 理委員課長	川越 一男	住民生活課長	深川 雅宏
保健福祉課長	川村 慶輔	市立土別総合 病院医事課長	山本 良文
教育委員 会長	佐々木 正雄	教育委員 職務代理者	穴田 一男
教育委員 会長	朝日 保	教育委員 部長	佐々木 文和



教育委員会 兼校長 兼課長 兼次長 兼教育部 兼学校 兼教育 兼教学	辻 正 信	教育委員会 兼校長 兼課長 兼情報長 兼学習所 兼センター 兼生涯学習 兼教育部	鈴木 隆 夫
教育委員会 兼校長 兼課長 兼次長 兼朝日町 兼給食センター 兼朝日山 兼研修センター 兼朝日農 兼トレーニ 兼センター 兼館長	林 広 志	教育委員会 兼校長 兼課長 兼青少年 兼総合体育 兼入ボート 兼兼館長	佐々木 辰 彦
教育委員会 兼校長 兼課長 兼次長 兼朝日公 兼兼民館 兼兼あさひ 兼兼イズ 兼兼ホール 兼館長	西 條 和 則	教育委員会 兼校長 兼課長 兼文化 兼兼市民 兼兼センター 兼兼館長	石 川 宇多夫
教育委員会 兼校長 兼課長 兼次長 兼兼展示 兼兼館長	安 田 榮 一	教育委員会 兼校長 兼課長 兼図書	斉 藤 洋 子
教育委員会 兼校長 兼課長 兼次長 兼兼青少年 兼兼の長	高 取 淳 一	教育委員会 兼校長 兼課長 兼兼給食 兼兼センター 兼兼所長	真 木 郁 夫
農業委員会 兼会長	松 川 英 一	農業委員会 兼会長 兼兼職務 兼兼代理者	丹 治 行 夫
農業委員会 兼会長	石 川 通 広	農業委員会 兼会長 兼兼課長	斉 藤 春 茂
農業委員会 兼兼事	田 中 敏 宏	監 査 委 員	三 原 紘 隆
監 査 委 員 兼兼局長	横 山 日 出 夫	監 査 委 員 兼兼課長	中 山 忠

7. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 兼局長	辻 本 幸 慈	議 会 事 務 局 兼参事	岡 田 成 治
議 会 事 務 局 兼総務課 兼局長	藤 田 功	議 会 事 務 局 兼総務課 兼主幹	近 藤 康 弘
議 会 事 務 局 兼総務課 兼主査	浅 利 知 充	議 会 事 務 局 兼総務課 兼主事	岩 端 聖 子

議長（西尾寿之君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの23日間と決することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月17日までの23日間と決定いたしました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第2、議案第3号 平成18年度土別市一般会計予算から議案第35号 土別市表彰条例の制定についてまで、以上33案件については、平成18年度予算並びに関連を有する議案でありますので、これを一括議題に供します。

この際、平成18年度各会計予算にかかわり市政執行方針並びに教育行政執行方針についてお伺いすることにいたします。

初めに、市政執行方針をお伺いいたします。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 平成18年第1回土別市議会定例会に当たり、新年度に対する所信と市政執行に関する基本方針を申し上げます。

顧みますと、国においては、三位一体改革を初めさまざまな行財政改革が引き続き断行され、更には市町村合併を中心に地方分権の一層の進展が図られるなど、まさに聖域なき構造改革が強力に推進されております。加えて、JR西日本の列車脱線事故、アスベストの深刻な被害、耐震偽装事件の発覚、子供たちの安全の問題など、国民生活の根底を揺るがしかねないような事案も発生するとともに、年が明けてからは、BSEに関連してのアメリカ産牛肉の再度の輸入停止など、安全・安心の重要性が大きく問われているところであります。

また、経済情勢では、全国的には景気は緩やかな回復基調にあると言われているものの、本道経済は、公共投資など官公需に下支えされた脆弱な構造となっており、いまだその低迷から脱却できない厳しい状況が続く中、本市経済も引き続き大変厳しい状況下にあります。加えて、三位一体の改革に伴う地方交付税制度の見直しなどのほか、道にあっては、平成19年度には多額に上る収支不足が見込まれることから、この解消に向けて、道庁改革の基本指針となる「新たな行財政改革の取り組み」を策定し、これに基づき施策等の抜本の見直しを図ることといたしており、これが本市財政に及ぼす影響に大きな懸念を抱いているところであります。

こうした情勢にあって、昨年9月1日には、地域の自主性と自律性を重んじながら、土別市と朝日町の合併が実現し、新生「土別市」が誕生したところであり、旧両市町民の相互信頼に基づく「融和と一体感」を基本に、合併効果を最大限に生かしながら市民の力と英知を結集し、合併して本当によかったと実感できる確かなまちづくりを進める決意を新たにしたところでもあります。

さて、我が国社会は新たな成熟期に入り、国民の価値観も多様化・高度化する中、地域が主体となった個性あるまちづくりが求められるようになってまいりました。加えて、少子高齢社会の到来、危機的な状況にあると言われる国や地方の財政状況などの要因により、地方自治体

を取り巻く環境は、これまで想像もできないスピードで変化しております。

私は、平成10年5月に旧土別市長に就任して以来、一貫して「勇気・決断・実行」をモットーに市政運営に当たってまいりましたが、新たな土別市の創造に向けては、在来の物の見方や考え方を大きく変える「発想の転換」と、社会情勢の変化を鋭敏にとらえる時代の変化の先取りによって、市民と行政がともに手を携えながら課題解決に力を合わせる「協働のまちづくり」が極めて重要な時代を迎えているとの認識に立つものであります。

限られた財源の中で多様化する行政ニーズに対応していくためには、目的や情報を市民と行政が共有して相互の理解を深めていくことが大切であり、このためには、私を初め職員が市民の中へ、地域の中へ積極的に出向いて、その状況を的確に把握することで市民の目線や気持ちを理解し、その解決すべき課題が市民と行政の共通の課題であることを認識しながら市政執行に当たる、すなわち「協働」の精神を行政運営の柱に据えていくことが、これからの行政のあり方と考えています。

そこで、合併後のまちづくりの方向性であります。少子高齢社会の到来、情報化や国際化の進展、環境問題など社会情勢は大きく変化を遂げ、本市の基幹産業である農業においても国際化や自由化が著しく進展する中で、その振興や農村の活性化、更には中小企業の育成やにぎわいのある商店街の再構築など、地域経済の再生を図る努力が今一層求められています。

これまで、土別においては「サフォークめん羊によるまちづくり」「自動車等試験研究のまち」「スポーツ合宿の里づくり」「生涯学習のまちづくり」、朝日においては「サンライズホールを中心とした地域文化発信のまちづくり」「ジャンプを中心とした合宿のまちづくり」に取り組むことで、地域の特性を生かしながらその個性を伸ばし、地域の活性化を目指してまいりました。

これまでの市政執行方針においても申し上げてきたとおり、私は、住民が主体となって長い年月をかけて取り組んできたこれらのまちづくり運動は、この地域のかけがえのない財産であり、これらの融合によって大きな魅力になるものと考えます。更に、この地域には私たちが気づいていない宝の原石もたくさんあるはずであります。この合併を契機として、市民が相互に連携し、新市の魅力を発掘していくことも必要なことと考えております。

さて、今日の分権社会の到来、更には構造改革による医療や年金を初めとする社会保障制度などの改正や財政環境の大きな変化の中にあって、各自治体は、その地域の特性や個性を強くアピールしながら地域間競争に勝ち残っていくことが求められています。同時に、社会資本や生活環境の整備、福祉対策などの推進によって住民福祉の向上を図り、このまちに住んでよかったと実感できるまちづくりを一層進めていかなければならないと考えております。

本市の18年度予算編成に当たっては、市立土別総合病院を初め諸情勢が一層厳しさを増す中での作業となりましたが、合併時に策定された「新市建設計画」を着実に推進することで、夢と魅力にあふれたまちづくりを目指してまいらなければならないと考えております。

また、朝日地区においては、この3月31日から合併特例区が設置されますが、特例区設置規

約に定められております「岩尾内湖水まつり」などのイベント事業を初め、ジャンプ大会などのスポーツ大会の開催、サンライズホール自主企画事業、更にパークゴルフ場、山村研修センターの運営管理、公営住宅内通路などの除排雪事業等が計画されておりますので、特例区の主体性を尊重しながら、円滑な運営を支援してまいります。

以下、具体的な施策について、「新市建設計画」の項目に沿って申し上げます。

最初に、「元気で生き生きと交流が盛んなまちづくり」についてであります。

市民参加の開かれた市政の基本として、「協働」という概念のもと、行政の役割を市民に理解してもらおうと同時に、市民の意見をいかにして聴取し、どう施策に反映していくかということが大切になっています。このための広聴活動として、「市長とのふれあいトーク」や「市民ふれあいトーク」を通じ広く市民との対話の場を設定していくとともに、協働の精神を醸成していくため、「市民協働のまちづくり推進事業」を継続して推進してまいります。

また、日本の高度経済成長期を支えてきたいわゆる団塊の世代が、この2～3年の間に退職の時期を迎えることで、この世代の活力に的を絞り、移住を促進する機運が高まっています。北海道においては、「北の大地への移住促進事業」を展開し、これに呼応する形で「北海道移住促進協議会」が道内各市町村によって設立され、定住人口の増加や地域経済への波及効果を目的に活動が展開されることになっております。本市におきましても、道を初め移住促進協議会との連携を図る中で、情報の収集や発信に向けて、受け入れ態勢の整備を進めてまいります。

次に、男女共同参画社会の実現についてであります。

男女平等と人権を尊重する意識づくり、男女の自立を支援する環境づくりなど、士別市男女共同参画行動計画の推進に努めてまいります。特に、夫婦間暴力や家庭内暴力などの被害者支援については、関係機関等との連携を図りながら、被害者の保護・救済に努めてまいります。

次に、地域社会づくり（コミュニティ）の推進についてであります。

昨年、士別地区は士別市自治会連合会主催で「市長と語る会」、朝日地区は市主催で「行政懇談会」を市内15カ所の会場で実施し、延べ450人の市民の方々から、市の将来像や地域的な課題について直接御意見をお伺いしたところでありますが、今後におきましても、市民との対話の場を積極的に創出してまいります。

朝日地区の行政区制度は、平成23年3月までの間に公区制度から自治会組織への移行を目指しており、過日行われました行政区長会議でも協力をお願いしたところであり、今後も引き続き協議を行ってまいります。また、士別地区につきましては、引き続き自治会活動への支援の通じ、地域社会づくりの推進に取り組んでまいります。

次に、交流についてであります。

姉妹都市であるゴールバーン市との交流につきましては、隔年で実施されている高校生短期留学研修事業も一定の成果があらわれており、本市の国際化にも大きく寄与していることから、今後も本事業の継続を中心として、国際交流協会との連携も図りながら、更に充実した交流が行われるよう努めてまいります。一方、友好都市である三好町との交流につきましても、少年

野球や少年サッカーなどのスポーツ交流や市民交流が活発に行われるなど、交流の輪が広がっており、今後においては、本市全体にわたる交流となるよう一層の推進に努めてまいります。

「ふるさと会」や「ふるさと大使」との交流も含めて、交流事業は、地域経済への波及効果のみならず、情報の取得や人づくりなど地域の活性化に大きな役割を果たすものであり、更なる推進に努めてまいります。

次に、生活交通についてであります。

まず、地域生活バス路線につきましては、高齢者や学生などのいわゆる交通弱者の立場を考慮し、路線維持を図っているところではありますが、国や道の補助制度の見直しと相まって、その経費も年々増大している状況にあります。近年は、効率的で効果的なバス運行を目的として、川西地区においてデマンドバスを試験運行しながら効果を見きわめているところであり、新たな地区での導入も含め、新しい交通システムのあり方を研究してまいります。

次に、地域防災体制の整備並びに市町村国民保護計画の策定についてであります。

災害発生の対応に万全を期すため、旧市町で策定していた「地域防災計画」については、合併に伴い新たな「地域防災計画」を策定し、防災体制の整備を図ってまいります。また、国民保護法の制定に伴い、他国から武力攻撃事態等を受けた際の被害を最小限にするための具体的な措置について、国及び道が策定した「国民保護計画」に基づき、「市町村国民保護計画」を策定いたします。この計画の策定に当たっては、国民保護法の規定に基づく審議機関として「市町村国民保護協議会」を設置いたします。これら両計画は、いずれも北海道との協議が必要となりますことから、鋭意策定作業を進めてまいります。

次に、河川防災ステーションにつきましては、平成17年度をもって国の施設整備も完了したことから、本年5月1日のオープンを予定いたしておりますが、本市の災害活動や水防活動の拠点として、更には平常時における諸活動の場あるいは総合学習の場として期待が寄せられておりますので、有効活用が図られるよう、国とも十分協議を進めてまいります。

次に、ごみ処理を初めとする環境施策についてであります。

廃棄物の適正処理につきましては、市民の皆様の御理解と御協力のもと、ごみの分別やリサイクルの推進により最終処分場の延命が図られてきているところであり、今後とも、資源循環型社会の構築に向けたごみ減量化とリサイクルの推進に取り組んでまいります。

このような状況のもとで、生ごみの処理に関しましては、昨年8月に市内関係機関や関連団体による「土別市バイオマス利用推進協議会」が設立され、昨年12月からは、生ごみ等を含めた未利用バイオマスの活用を図るべく、市内2自治会の協力により、「生ごみ分別収集モデル事業」を実施してきたところであります。これらモデル事業による貴重な調査結果をもとに、今後のバイオマス利用計画策定に向けた調査研究を進めてまいります。

次に、シックハウス対策については、情報の収集や市民からの相談に対応するべく、昨年、庁内に各部横断的な機能を発揮するべく「シックハウス対策会議」を設置したところでありますが、昨年末には、平成16年度の市内小中学校のシックハウス検査において極めて残念な事案

も発生したところであり、今後においては、こうしたことへの対処なども含め、対策会議の一層の充実を図ってまいります。

また、全国的に問題となっておりますアスベスト問題対策につきましては、公共施設のアスベスト含有検査の結果、6カ所すべての施設で石綿（アスベスト）含有率が、国の規制基準値であります1%未満という結果になり、通常の使用における安全性は確認いたしましたが、施設利用者の安全のために引き続き市民への情報提供を行うとともに、今後とも劣化状態の点検を実施し、慎重かつ適切な管理対策を行ってまいります。

次に、防犯・交通安全対策についてであります。

防犯対策につきましては、昨年末から下校時の児童生徒に対する不審者情報が多数寄せられ、市としても、土別警察署・教育委員会はもとより、防犯協会、土別市自治会連合会の活動である「地域の目と声をください運動」、更には「子供・女性110番の家」「ハイヤー110番」と連携し連絡会議を開催したところであり、今後におきましても、「市民の安全・安心は地域から」を合い言葉に、防犯活動を一層進めてまいります。

交通安全対策につきましては、北海道では昨年、全国交通事故死連続ワーストワンを14年ぶりに返上し、事故死者数も大幅に減少することができました。これも日ごろの運動の成果であり、関係各位に対し感謝の意をあらわすものであります。

しかしながら、本市においては、高齢者が犠牲になるなど悲惨な交通事故は後を絶たない状況にもありますので、交通事故の撲滅に向け、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、市民一人一人が「交通事故に遭わない、起こさない」という意識の高揚を図るべく、交通安全施設の整備を含めた啓発運動の推進を展開してまいります。

次に、消費生活の安定についてであります。

消費者被害の防止につきましては、依然として悪徳商法が横行する実情にありますので、関係機関・団体との連携で被害防止ネットワークを構築し、被害に遭遇する可能性の高い高齢者などに対して相談並びに情報を提供できる体制を整えるとともに、出前講座や暮らしの講座などを通して市民に対する啓蒙啓発を積極的に行うなど、消費者被害の防止に努めてまいります。

次に、「だれもが健やかに安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

まず、介護保険制度につきましては、介護保険事業計画を3年ごとに見直しする中で、これまでの実績に基づき評価・分析を行い、平成18年度から始まります第3期事業計画の策定作業を進めてまいりました。

本計画は、介護保険制度の改正により、新予防給付の導入や高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐことを目的とした介護予防事業、包括支援事業及び任意事業等の地域支援事業の展開を図ることとしたところであります。また、保険料につきましては、第1号保険者の負担割合が1%増の19%に変更されたことによる増、更に、現行第2段階の保険料の細分化と税制改革による激変緩和措置の実施によって、軽減される方もいますが、全体としては介護保険料の増嵩が見込まれますことから、第1期及び第2期計画に積み立てられました基金を充

てることで、保険料が大幅な増とならないように努めてまいります。

また、ホームヘルプサービス利用料につきましては、引き続き障害者及び生活困難な方への軽減措置を実施するなど、高齢化とともに核家族化が進行する中で、可能な限り住みなれた地域や家庭で自立した生活が営めるよう、適切な介護サービスを総合的かつ効率的に提供できるよう努めてまいります。

更に、在宅介護支援センターについては、介護保険法の改正に伴い、現在の基幹型在宅介護支援センター「きぼう」を地域包括支援センターに移行するとともに、地域型3カ所は現行どおりとし、高齢者の実態と家族の多様なニーズを的確に把握し、介護予防に視点を置いた適切なサービスが受けられるよう努めてまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、地域支援事業として「生きがいデイサービス」を初めとする介護予防事業を推進し、高齢者の自立生活支援と家族の介護にかかる負担の軽減を図ってまいります。また、認知症等により、預貯金の管理など日常生活にかかわる重要な事柄について適切な判断や処理ができなくなった方を保護し支援するため、「成年後見制度利用支援事業」を導入してまいります。

次に、コスモス苑、桜丘荘及び通所介護サービスにつきましては、利用者の心身の特性を尊重し、家庭的な雰囲気の中で日常生活を営むことができるよう、「自立と生活の質の向上」を目標に、生きがいを持って健全で心豊かな暮らしができるよう、サービスの向上に努めてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。障害のある方や高齢者を初めすべての人々が自由に社会参加ができるよう、福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設並びに歩道のバリアフリー化を計画的に進めているところであり、本年度は、人工肛門等の手術を受けたオストメイトの方々が安心して外出できるように、市民文化センターのトイレ改修を行ってまいります。

また、障害のある方の自立と社会活動への参加などを促進するため各種施策を実施するとともに、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した障害者自立支援法が制定されましたが、本年度策定する「障害福祉計画」を基本としながら、福祉のまちづくりを推進してまいります。

次に、児童福祉についてであります。

次代を担う子供が等しく心身ともに健やかに育つことが実感できるよう、子供の人間形成の基礎を養い、また保護者や地域の子育て力を高めるための環境づくりに、地域全体で取り組むことが求められております。本年度策定する新市の「次世代育成支援行動計画」を基本に、新たな子育て支援策として、生涯学習情報センター「いぶき」において、安心して「子育て・子育て」ができる環境づくりと、地域の子育て支援機能の充実を図るための「つどいの広場」を開設いたします。更に、労働環境の多様化を踏まえ、市立保育園において保育時間の延長を図り、保育サービスの充実に努めてまいります。

また、家庭や地域社会での養育力の低下や児童虐待の増加など、子供や家庭を取り巻く環境は大きく変化し、特に、不審者による児童生徒への声かけなどの不安な事案が発生しております。このため、児童の安全確保の役割を担っている家庭相談室においては、情報の収集はもとより、家庭内の問題、不登校やいじめ、子育てに関すること等の相談を初め、関係機関などともに連携を密にしながら、保育園や児童館における育児相談や子育てサークルの支援、学童の安全などの放課後児童対策の強化充実に努めてまいります。

次に、保健事業につきましては、子供が健やかに育ち高齢者が生き生きと健康に暮らせるように母子保健対策を初め各種健康診査、成人・老人保健対策、栄養改善対策などの充実を図り、市民の健康づくりを推進してまいります。

次に、地域における医療体制の確立についてであります。

医療体制の確立は、市民の皆さんを初め地域の方々が健康で安心して暮らしていくためにも重要な課題であります。特に、市立病院は、この地方の基幹病院としてその役割を担っておりますが、新たな医療制度の改革が行われる中であって、固定医師の確保の問題とあわせ、その経営環境は極めて厳しく、前年度末においては不良債務が発生している状況にあります。このことは、新市の財政運営にとっても極めて大きな影響があることから、当面、収益の確保に向け各種医療機器の整備や病棟の有効利用に取り組み、経費の更なる圧縮に努めるとともに、診療現場で医師等が直接処方や予約などを入力できるシステムの導入による診療体制の効率化を検討し、地域の皆さんが安心して医療が受けられる体制の構築に努めてまいります。

特に、医師確保の問題につきましては、地域医療の充実を図るだけでなく、病院経営の面からも最重要課題となっておりますので、引き続き、北海道や北海道大学、旭川医科大学に対し医師派遣についての要請活動を行うとともに、新たな試みとしてインターネットにおける情報サイトへの登録を行うなど、医師確保については、これまでの経験も踏まえ最大限の努力をしてまいります。

また、地域の診療施設につきましては、地域住民が安心して診療が受けられるよう、医療関係者及び地域住民の意見をお聞きしながら、施設の維持管理及び医療機器の計画的な整備に努めてまいります。

次に、「北の大地に根ざした活みなぎるまちづくり」についてであります。

初めに、農業の活性化についてであります。今日の農業を取り巻く状況は、国の「食料・農業・農村基本計画」による農業政策の転換、更にはWTO（世界貿易機関）やFTA（自由貿易協定）などによる国際化の著しい進展などによって、日々新たな局面を迎えようとしております。特に本年は、戦後最大の農政改革と言われる品目横断的経営安定対策が導入される前年となります。このため、JA北ひびきや農業改良普及センターを初めとする関係機関・団体との連携を密にしながら、今後においても、農業者の方々に対する制度の周知徹底はもとより、地域内での十分な論議を踏まえ、この対策における担い手づくりに努めてまいります。

上士別地区での実施を目指している「国営農地再編整備事業」につきましては、昨年12月に、



地区調査採択の内示を受けたところであります。経営感覚にすぐれた担い手を中核として、小規模農家や高齢農業者も含め、すべての農業者がその規模や年齢に見合った役割を担うことができる集落型経営体を構築するため、土別別の期成会を初め関係機関・団体によって設立された事業推進本部を核としながら、平成21年度からの事業実施に向け鋭意努力してまいります。

また、消費者において大きな関心事となっている「安全・安心で良質な農産物」の生産につきましては、農業の原点である土づくりを一層推進する中で農業経営の体質を強化し、環境とも調和した安定的な食料供給体制の確立に努めてまいります。

担い手の確保・育成につきましては、次代のすぐれたリーダーとなる青年や女性などの活力に視点を置いて総合的に施策を推進するとともに、新規参入者の初期投資に対する負担軽減を図るため、「農業・農村担い手支援規則」を拡充して、参入機会の拡大に努めてまいります。また、本市の農業・農村が果たしている多面的機能の理解を一層促進するために、「安全・安心農業ふれあい事業」による「しべつまるかじりフェア」などを通して、市民の方々が本市の農業や農村にかかわるさまざまな取り組みに接する機会を充実させるとともに、地産地消についても、生産・流通・消費などの連携を十分に図る中で運動の推進に努めてまいります。

農業の基盤整備につきましては、食料生産の根幹をなす農地と水利施設等を整備するため、新規事業として「道営地域水田農業支援緊急整備事業」に着手するとともに、継続事業の「道営農業農村整備事業」や「国営造成施設管理体制整備促進事業」についても効率的に実施してまいります。また、平成17年度で終了となる新パワーアップ事業にかわり、新たに実施が予定される農家負担軽減特別対策については、今日、大きな転換期にある本市農業・農村を持続的に発展させるため、積極的に導入を図ってまいります。

畜産につきましては、畜産担い手育成総合整備事業等により、土地基盤に立脚した自給飼料率の高い酪農経営や、高度な飼養管理技術に基づく肉牛経営を推進し、中小家畜経営も含めた生産体制の確立と向上に努めてまいります。また、家畜の排せつ物については、生活残渣物や下水道汚泥など、他のバイオマス資源とともに堆肥化を推進することで、自然環境と調和した資源循環型社会の構築を目指してまいります。

サフォークめん羊の振興につきましては、昨年7月に発足した「サフォークランド土別プロジェクト」において、本市の自然条件や歴史的特性を背景とした飼養体制確立のための行動計画の策定を目指すとともに、「土別産羊肉ブランド化確立事業」により、飼育方法と生産コストの調査を行う中で、道内外における堅実な販路の開拓に努めてまいります。

次に、林業の振興についてであります。

本市行政面積の約74%を占める森林は、木材の生産はもとより、水資源の涵養、更には地球環境の保全に至るまで日常生活に欠くことのできない多様な機能を有しており、次世代においても有効に利活用できるものでなければなりません。このため、市有林については、「森林環境保全整備事業」や「緑資源機構分収造林事業」等による森林整備を行い、民有林については、土別地区森林組合との連携により、「21世紀北の森づくり推進事業」や「民有林活性化推進事

業」等の事業を引き続き実施し、元気な山づくりを推進してまいります。

次に、中小企業の振興についてであります。

今日、景気が全国的に回復基調にあると言われながらも、北海道においてはその兆しはなく、依然として厳しい環境下に置かれております。こうした中で、地元中小企業が今日の厳しい環境変化に対応し経営の安定化を図るために、企業自らが経営体質の強化を図り、生産性の向上や新分野事業などにも意欲的に取り組めるよう、企業経営に必要な情報を迅速に提供するとともに、商工会議所・商工会との連携による経営相談指導の充実にも努めてまいります。

また、中小企業等の総合的な支援策であります中小企業振興条例については、時代や企業ニーズに即応し、災害や著しい経済環境変化に対応できる緊急経営安定資金の創設などによる融資制度の拡充強化、更には新規開業等支援事業など新たな事業の制定により、地域経済や雇用の担い手である中小企業等の育成支援に努めてまいります。

次に、商業の振興についてであります。

近年、まちの顔であります中心商店街は、商圈人口の減少に加え大型店の郊外進出などから売上高は減少し、商店街を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このため、商店街活性化につきましては、今後も土別商工会議所、朝日商工会、土別市中心商店街振興組合などと連携を強化し、より集客力の高い効果的な活性化方策について検討するとともに、中小企業振興条例における商店街活性化事業等の制度の充実を図る中で、商業振興について鋭意推進してまいります。特に、現在、国においてまちづくり三法の改正が検討されていることから、着実にまちの活性化に結びつく制度として実現されますよう動向を注視し、今後は、改正後のまちづくり三法の活用も視野に入れ、中心市街地の活性化に努めてまいります。

更に、「ラブ土別・バイ土別運動」につきましては、土別市と朝日町の合併に伴い、より一層、人の和やつながりなど裾野を広げながら、地域に根差したまちづくり運動として定着が図られるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、雇用・労働福祉の向上についてであります。

今日の道内の雇用環境は全国に比べ依然として低迷が続いている中で、当地方における有効求人倍率も回復の兆しはなく、大変厳しい環境下で推移しております。こうした中、若年労働者、季節労働者、失業者等の方々の雇用の安定につきましては、企業の人材確保と豊かな地域社会構築の上で重要な課題となっております。特に本年は、冬期雇用援護制度が平成18年度までの暫定措置期間をもって廃止されようとしていることから、土別市雇用対策協議会を中心に、本制度の延長と改善に向け全道一丸となった運動として、国などに対し強く要請活動を展開してまいります。

また、若年者から中高齢者まで一人でも多くの方々の雇用が円滑に図られるよう、地域創業助成事業等、国・道などの事業の有効活用とあわせ、雇用対策や労働福祉対策を推進してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

今日まで、本市は、「羊と雲の丘」や岩尾内湖、天塩岳道立自然公園などの手つかずの自然と壮大なロケーション、更にはサフォークめん羊などを中心に、地域の特性を生かした観光振興を図ってまいりました。近年では、体験型観光の広まりから観光ニーズが多様化してきており、こうしたニーズに即応した観光事業の取り組みが強く求められています。

こうしたことから、本市が有する四季折々に変化する雄大な自然などの観光資源を最大限に活用し、夏季における羊毛加工や農作物収穫体験、カヌー・キャンプ・釣りなどのアウトドア体験、更に冬季の「寒いのでへっちゃら隊」「スノーモビルランド」「綺ら輝ら喜ららときめきロード」など、多種多様な観光メニューに工夫を凝らした夏・冬それぞれの体験型観光創出事業を実施し、「観て・食べて・体験」することのできる滞在・体験型観光の推進に努めてまいります。

また、最近、羊肉が全国的なブームとなっていることから、このブームを絶好の機会としてとらえ、昨年、市内3カ所のレストランにおいて、地元産サフォーク肉を食材とした羊肉料理を開発し、本市でしか食べることのできない独自商品として高い評価をいただいたところであります。今後におきましては、本市固有のオリジナル商品としてブランド化を目指し、より一層の定着拡大を図るとともに、「市民観光意識盛上げ事業」を初め、全国的な広がりを見せている全国ニット大賞など各種イベントの推進により、サフォークランド土別のPRと交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、誘致企業との関連についてであります。

自動車あるいはタイヤ等の試験で本市を訪れる方は年々増加の傾向にあり、昨年の実績では約2万5,000人にも上り、本市経済にも大きな波及効果をもたらしております。特にトヨタ自動車においては、昨年から新たなテストコースの造成も始まり本年完成の予定となっておりますが、これら試験施設の充実によって、土別試験場の位置づけがますます高まってくるものと期待しております。更に、ブリヂストンにおいても、昨年、雪と太陽光を防ぎコースの安定化を図る「防雪遮光壁」が建設されており、試験機能が高まっております。今後におきましても、トヨタ自動車やブリヂストンを初め、ダイハツ工業、ヤマハ発動機、交通科学総合研究所、日甜等の誘致企業との関係を深めながら、一層の施設充実を働きかけてまいります。

次に、「いつまでも住み続けられる快適環境へのまちづくり」についてであります。

これまで、自然の恵みを生かしながら、ゆとりと豊かさを真に実感できる生活空間の実現を目指し、公営住宅の整備を初め、道路交通網や上下水道などの社会資本の整備に努めてまいりましたが、今後におきましても、安全・安心、そして快適な生活基盤の提供に向けて、全市的視野に立ちながら整備を推進してまいります。

まず、主要幹線道路網の整備につきましては、新たに、朝日上土別南1号線の改良工事及び朝日南大通りの舗装整備工事に取り組むこととし、都市計画街路では、東大通り及び若葉通りの改良工事を継続して実施し、市街地における外環状線の道路の整備に努めてまいります。また、冬期間における交通の安全確保を図るため、朝日地区での視線誘導標設置工事のほか、生

活道路につきましても、「人にやさしい道づくり」として、改良舗装工事と歩道の段差解消や勾配緩和など、高齢者や障害者のみならず、だれもが快適・安全に通行できる道路環境の整備を推進してまいります。

一方、河川整備については、温根別地区や多寄地区などの道費河川の改修促進についての要請を引き続き行いながら、自然環境を生かした快適な河川空間の確保に努めてまいります。

次に、公営住宅の整備につきましては、平成14年度から、地域の特性を生かした環境共生型住宅の建設を目指して北部団地建て替え事業に着手しており、現在まで3棟80戸が完了し、本年度は1棟40戸に着手をしております。また、朝日地区のもみじ団地については、ストック総合改善事業により、高齢者の居住に配慮した住環境の整備を年次的に行うこととし、本年度は1棟4戸の整備を進めてまいります。

次に、水道事業についてであります。統合簡易水道整備事業等による配水管整備のほか、老朽化した東山浄水場の改修事業の一環として検査機器の整備を図り、より安全な水道水の供給に努めてまいります。

また、下水道事業については、雨水管・汚水管の計画的な整備を図るとともに、合流式区域について完全分流化方式に向けた事業に取り組むほか、個別排水処理事業を推進し、農村地域の環境衛生の向上を図ってまいります。

次に、克雪対策についてであります。流雪溝や融雪溝の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した除雪機械の更新などにより冬期間の交通確保のための除排雪体制を強化し、万全を期してまいります。

次に、交通体系の充実についてであります。

北海道縦貫自動車道の整備促進につきましては、去る2月7日に「国土開発幹線自動車道建設会議」が開催され、新直轄区間である土別剣淵・名寄間については、土別剣淵インターから多寄までの12キロメートルの区間の整備が決定されたところであります。本区間は、抜本の見直し区間として検討されてきましたが、今回、全区間とはならなかったものの一部が着工されることについては、運動の一定の成果と考えております。高速交通体系の整備は、都市間の時間的距離を短縮し、これに伴って経済効果も期待され、加えて救急医療などの面においても極めて大きな意義を持つものでありますので、今後、全区間の着工実現に向けなお一層の要望活動を展開してまいります。

次に、「風土に調和し個性と文化を育むまちづくり」についてであります。詳細につきましては教育長から教育行政執行方針で述べられますので、私からは、本市教育の施設整備、生涯学習並びにスポーツ合宿の取り組みを中心に申し上げます。

まず、教育施設の整備につきましては、昨年8月に土別中学校の校舎が完成し、新校舎への移転が10月に終了したところでありますが、屋内体育館の改築につきましては、国の予算及び財源確保の観点などから17年度補正予算による繰越事業として対応いたすこととし、本年12月完成を目指して計画を進めてまいります。また、平成20年2月に開校100周年を迎えます糸魚

小学校の移転改築につきましては、校舎・屋体を含め3,878平方メートルの改築を予定し、本年度から2カ年で事業を進めてまいります。

次に、生涯学習の取り組みについてであります。

生涯学習は、市民の自発的な意思に基づくものであり、そうして学んだ成果が地域社会の中で生かされ、市民が生き生きと活動していくと同時に、市民と行政が一体となった学習活動やまちづくり運動の展開が求められます。このため、生涯学習を総合行政という視点でとらえ、平成13年度に「人づくり・まちづくり推進計画」を策定し、平成15年度には人づくり・まちづくり市民会議「みなくる」が設立され、さまざまな事業が展開されていますが、本年度は、朝日地域を包含した新たな推進計画を策定するとともに、生涯学習がより市民に浸透し、協働のまちづくりが展開されるように努めてまいります。

なお、現在の「土別市人づくり・まちづくり推進計画」と「第3次土別市社会教育長期計画」は、平成18年度が計画の最終年度となっており、更に朝日町の「生涯学習中期計画」との一本化を視野に、新計画を策定してまいります。

一昨年7月にオープンした生涯学習情報センター「いぶき」につきましては、だれもが気軽に集い・語らい・学べる場として広く市民に開放するとともに、更なる利用促進と新たな有効活用を図ってまいります。また、機能が充実した図書館については、朝日地域の公民館図書室とも連携をし、より一層利用の増進に努めてまいります。

次に、文化・芸術活動の振興についてであります。

市民文化センターやサンライズホール、博物館、郷土資料室など、それぞれの施設が持っている特徴や優位性を生かし、相互に有機的な連携を図りながら、文化活動の拠点、芸術振興の創造の場となるよう努めてまいります。特に、特例区事業として計画されておりますサンライズホールにつきましては、開館当初から継続してきた鑑賞型事業や参加型事業の展開などのほか、文化活動の合宿の受け入れとともに、これまでに蓄積した多くの技術や人的ネットワークを生かし、舞台芸術や文化活動の拠点施設として、近隣市町村を含めた広域的かつ多様な機能を持つ施設としての役割を果たしてまいります。

次に、「スポーツ合宿の里」づくりにつきましては、長年にわたって培われた日本陸上競技連盟や実業団連合との人脈によって進めてきた陸上競技を中心とした合宿や、朝日の三望台シヤンツェを活用してのスキー合宿を一層推進するとともに、今年度は陸上競技場トラックの一部改修を計画しており、今後も合宿環境の整備に努めながら、新規チームの誘致にも力を注いでまいります。更に、スポーツイベントの「ハーフマラソン大会」、「オリンピックデーラン」等の事業を充実するとともに、特例区事業でもあります「全日本サマージャンプ朝日大会」、「全日本サマーコンバインド朝日大会」との連携を図りながら引き続き地域の活性化に努めるとともに、「健康・スポーツ都市宣言」にふさわしい生涯スポーツの普及・振興を図ってまいります。

次に、円滑な自治体経営についてであります。

まず、新市の総合計画策定についてであります。長い歴史を有する市と町が合併したことで、地域の個性や特性などを生かした新たな魅力あるまちづくりを進めていかなければなりません。今後の分権社会にあって、社会資本や生活環境の整備を初め、福祉、教育などあらゆる分野で市民福祉の向上に努めていくことが、合併をしてよかったと思えるまちづくりの原点であると考えており、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想として、新市の総合計画を、市民の皆様の参加を得ながら平成18年度と19年度の2カ年で策定してまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。

本市は、昨年9月に、「究極の行政改革」ともいうべき市町村合併をなし遂げたところでありますが、合併効果が発揮される行財政運営までには一定の時間を要しますことから、中・長期的視野に立った財政の健全化を講じる必要があります。加えて、今日的な厳しい社会経済情勢にあることを踏まえ、従来手法による経費の削減や事務事業の見直しのみならず、市民の方々と行政が協働してともに知恵を出し合い、市政の持続的発展の実現のための抜本的な改革を行うことが求められているところであります。

こうしたことから、昨年3月に国が示した「新地方行革指針」に基づき策定する新たな「行財政改革大綱」とあわせ、平成18年度から22年度までの5カ年を推進計画期間とするこの大綱に沿った実施計画、財政健全化計画及び職員定員適正化計画、いわゆる具体的な取り組みを市民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」の策定作業を進めてまいります。これら計画に基づいた着実な推進を図ることにより、今後の安定した財政基盤の確立と地方分権の進展に的確に対応でき得る、効率的な行財政運営を構築してまいります。

次に、情報化システムの整備についてであります。

庁内情報システムを活用して行政事務の効率化を一層図るとともに、市民生活に必要なサービスの迅速かつ的確な提供に努めてまいります。また、本年度中に、合併に関連して「情報化基本計画」の見直しを図るとともに、北海道電子自治体共同運営協議会において、共同負担により、公的個人認証サービスに対応した電子申請システムの共通基盤を本年10月をめどに整備し、平成19年度からの本稼働開始を目指してまいります。更に、今日、個人情報の漏えいが大きな社会問題となっておりますことから、今後とも、市民の重要な情報の管理やその取り扱いについては十分な配慮をいたしてまいります。

次に、平和思想の啓発・普及についてであります。

さきの戦争の記憶を風化させることのないよう、これまで実施をしてまいりました庁舎懸垂幕の掲示や原爆死没者の慰霊、並びに平和祈念の黙禱の市民周知を継続して実施するとともに、原爆の悲惨さを学習する「写真パネル巡回展」の開催など、「非核平和都市宣言」にふさわしい、恒久平和への啓発・普及に一層努めてまいります。

構造改革や地方分権の推進の中で、自治体経営には、より高度な自主性と自律性、そしてより明確な地域個性が求められる今日、長期的視野に基づいたまちづくりの指針によって、健全

な財政の確立と豊かな施策の見解が必要になってきております。高度経済成長期において、国民のニーズは量の多さ、物的な充足に関心が示されていましたが、現在では、物の質の高さや文化・スポーツ活動などを通じた精神的な充足を求める時代へと大きく変化しており、必然的に行政へのニーズも多様化・高度化してきておりますので、こうした時代の趨勢を十分に認識し、行政の推進に努めてまいります。

平成18年度は、新「土別市」としては初めての通年予算を編成し、本格的に動き出す1年でもあり、各方面からの関心も高いものがありますので、最少の経費で最大の効果を上げることを基本に、将来を見据えたまちづくりの基礎を創造していかねばなりません。

終わりになりますが、郷土「土別」を築いてくださった先人諸賢の御労苦に改めて深甚なる感謝の気持ちをあらわすとともに、歩み始めた新たな「土別市」の今後ますますの発展のために、全職員が一丸となって最善の努力を傾注する決意であります。

どうか、市議会議員各位並びに市民の皆様方の特段の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。 （降壇）

議長（西尾寿之君） 次に、教育行政執行方針をお伺いいたします。朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 平成18年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する所信と基本方針を申し上げます。

今日、我が国は、時代の大きな転換期を迎える中、教育におきましても地方の自主自立性を尊重した各種教育改革の取り組みが進められており、これまで以上に自らの主体性と創意工夫を発揮した教育行政を進めることが求められております。

こうした情勢の中、本市では、昨年9月に旧土別市と旧朝日町が合併し、新しい土別市の創造に取り組んでいるところでございますが、「人が町をつくり、人をつくるのが教育である」との視点から、教育の果たす役割はますます重要になるものと考えております。教育委員会といたしましては、これまでそれぞれの地域がはぐくんできた歴史や文化を尊重し、土別市教育の目指す姿として、「心豊かにたくましく生き土別2世紀を拓く人を育む」を基本理念として、学校、家庭、地域社会が一体となり、教育・文化・スポーツ活動を推進するとともに、ゆとりと生きがいのある生涯学習社会を目指し、積極的な教育行政を推進してまいります。

第1に、学校教育の推進であります。

これからの学校教育は、社会の変化の中で主体的に生きていくために、みずから学び、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力など「確かな学力」を培い、「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむとともに、21世紀に適応する「生きる力」の育成を目指しております。

こうした基本的な考え方に立って学校における教育内容を厳選し、総合的な学習の時間における各教科等との関連や目標及び内容等を示す全体計画の作成、更には個に応じた指導を柔軟かつ多様に導入し、また教員の加配制度を積極的に利用するとともに、きめ細やかな指導ができるよう支援し、「わかる授業」を行い「確かな学力」の向上を目指し、特色ある教育・学校づくりの推進に努めているところであります。

こうした中であって、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成し、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実や、児童生徒の実態に応じて横断的・総合的な学習や興味・関心等に基づき、子供にとって魅力ある教育活動を推進し、更には家庭や地域社会との連携を深めながら、しっかりとした模範意識と思いやりや感動する心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」などの取り組みができるよう努めてまいります。

また、学校においては、校下に学校だよりを通じて校内の情報を積極的に発信し、更に学校評議員制度等を活用する中で、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞きながら学校評価に取り組み、地域に開かれた「信頼される学校づくり」を推進していきけるよう、支援してまいります。

いじめ、暴力行為、非行等の問題行動や不登校につきましては、いつでも、どこでも起こり得ることを認識し、今後も、学校全体の問題として早期発見・早期解決を図ることが大切と考えておりますが、これらの問題に適切に対応し、学校内外の指導体制をより充実させるために、本年度から2カ年、文部科学省の事業を念頭に、地域における「サポートチーム支援システムづくり」及び「自立支援教室」の設置等、実施体制の整備や指導員の配置とともに、「不登校・いじめ問題等対策連絡会議」及び心の教育相談員等を通して、学校と家庭及び関係機関が連携を密にし、迅速な対応と適切な指導に努めてまいります。

次に、国際化が一層進展する状況にあって、外国語による基礎的・実践的なコミュニケーション能力が求められており、引き続き英語指導助手を配置し、中学校及び東高校へ定期的に派遣し、国際化や情報化などに主体的に対応できる能力を身につけ、諸外国の文化や生活習慣などの国際理解を深める学習活動を一層展開してまいります。

また、情報教育につきましては、これまでもすべての小中学校のコンピューター教室の整備及び教師用コンピューターを導入し、情報教育の充実を図ってきたところであり、今後とも、ソフト面を含め条件整備を図ってまいります。

健康安全教育につきましては、昨年、小学生が犠牲となる痛ましい事件が続けて発生し、全国各地に大きな衝撃を与えており、土別市内においても昨年来、不審者情報が多数寄せられたことを受け、警察・防犯協会、子供110番の家等関係機関と連絡体制を強化し、学校と家庭、地域が連携し、登下校時におけるさまざまな取り組みを実施したところではありますが、本年1月に「不審者対策等連絡会議」を立ち上げ、児童生徒の安全確保に一層努めているところであります。また、日ごろから学校の防犯意識の徹底を図り、防犯訓練や交通安全指導及び火災、地震、台風等災害時における安全教育の一層の充実に努めるとともに、子供自らが自分の身を守る安全対応能力を高めていく指導を進めてまいります。更に、たくましい心身を育てるため、体力の増進や食の指導等、健康教育の推進を図ってまいります。

心身に障害を持つ児童生徒につきましては、その障害の状態や程度に応じた指導の工夫・改善を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし社会自立が実現できるよう、特別支援教育の充実に努めてまいります。



また、現代社会の中で就職も進学もしない、いわゆるニートと呼ばれる若者が増加する中、学ぶことや働くことの意義を実感させる指導が求められております。子供一人一人の勤労観、職業観を育てるキャリア教育を推進してまいります。

児童生徒一人一人に確かな学力と豊かな人間性をはぐくむためには、教職員の資質と能力に負うことが大きいことから、土別市教育研究会や公開授業研究会などを通して、教育課程の編成に伴う学習指導の工夫・改善を初め、専門的知識や指導力の向上を図るための研修を推進するとともに、教職員の資質向上を図る各種研修会への積極的な参加を奨励してまいります。

教育諸条件の整備につきましては、土別中学校校舎が昨年完成したところでありますが、今年度は屋内体育館の改築を計画し、国の17年度補正予算により、18年12月中旬の完成を目指し取り組んでまいります。なお、完成後には、市民のスポーツ・レクリエーション等、健康増進にも寄与する施設として活用を図ってまいります。

次に、糸魚小学校の改築につきましては、小規模校の親密さと木材を十分に活用した「ぬくもりのある学校づくり」や、土別市福祉のまちづくり条例に沿って、本年度から2カ年事業により実施してまいります。

次に、15年度から実施しております教室等の化学物質濃度測定の定期検査につきましては、18年度を最終年度として、定期測定校4校と17年度実施分の再測定3校を実施いたします。なお、16年度に実施し測定ミスがありました6校につきましては、現時点での安全性について把握するため、2月18日から再測定を行っておりますが、改めて18年度に、測定環境が適正な夏に再測定を計画しているところであり、今後におきましても、児童生徒の健康で安全な学習環境の確保に努めてまいります。

土別東高等学校につきましては、近年の少子化に伴い中学卒業生が年々減少する中、生徒の確保に向け市内外の中学校を積極的に訪問するなど、PR・募集活動に全力で取り組んでいるところであります。これまでも学校教育援助事業や対外活動奨励事業、更には16年度から、通学援助として定期券バス代を助成するなどの支援策を講じてきており、引き続き保護者の負担軽減を図るとともに、18年度は、情報処理授業のためのパソコンの更新により教育環境の整備を図りながら、新たに市民の生涯学習の機会提供のため、一部科目履修生の受け入れを実施してまいります。

今後も、習熟度別学習や福祉教育の充実を図り、地域に密着して信頼される学校を目指すとともに、小規模校としての特徴を最大限に生かした教育活動を一層推進してまいります。

学校給食につきましては、地元の産物や旬の食材の使用に意を配し、給食内容の充実はもとより、衛生管理の徹底、施設の効率的運用を図りながら、安全で栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めてまいります。また、糸魚小学校の移転改築に伴い、18年3月末をもって朝日町学校給食センターを廃止することから、4月から、朝日町の小中学校への給食は土別市学校給食センターから配送してまいります。

第2に、社会教育の推進であります。

生涯学習社会と言われてから久しく、社会が著しく変化する時代にあつて、人々は潤いや心の豊かさ、生きがいを求め、さまざまな学習活動に取り組んでおりますが、社会教育はその中核的役割を担っていかねばなりません。このため、多様化する学習ニーズと市民意識の把握に努め、幅広い学習機会の提供と相談体制の充実を図るとともに、学習情報の収集・提供に努めるなど、市民の自発的な学習活動を支援してまいります。

また、第3次社会教育長期計画と「人づくり・まちづくり推進計画」が本年度をもって終了することから、朝日地区を含め、社会教育計画を包含した新たな計画を策定してまいります。

一昨年オープンいたしました生涯学習情報センター「いぶき」につきましては、だれもが気軽に集い、安らぎ、語り、学ぶことのできる施設として開放するとともに、いぶきギャラリーの充実を初め各種展示・イベント開催等にも取り組み、更なる利用促進と有効活用に努めます。

学校週5日制や総合的な学習の時間に対応するため、「学社融合推進委員会」を中心に、学校教育と社会教育が情報を共有するとともに、学習活動の連携として出前講座等の充実と地域教育力の発掘、人材の活用に取り組んでまいります。

次に、青少年対策につきましては、心豊かでたくましい子供を育てるため、家庭教育や子供会、PTAなど地域活動への支援・充実を図るとともに、学校・家庭・地域との連携を密にし、青少年の健全育成並びに非行防止活動に取り組んでまいります。

文化・芸術は、人々に深い感動を与え、同時に生きるための大きな力を与えるものであります。このため、地域の特性を生かした文化の創造を助長し、歴史ある伝統文化を継承するとともに、文化振興条例のもとに市民の自主的な創作発表や芸術鑑賞機会を提供するなど、文化活動を支援してまいります。

次に、公民館活動につきましては、いつでも、どこでも、だれでも学習できることをモットーとして、生涯各期ごとの学習やさまざまな市民の自主的・自発的な学習要求にこたえるため、5地区公民館が連携を図りながら、公民館活動の一層の充実に努めてまいります。更に、市民文化センターにつきましては、文化活動の拠点施設として、各種作品展示を初め発表の場、交流の場としてその機能を十分活用するとともに、あさひサンライズホールとも連携をしながら、芸術文化の振興と市民の学習活動を助長してまいります。

あさひサンライズホールにつきましては、芸術による地域づくりの拠点としてその機能を十分に活用し、更なる文化・芸術の創造の場となるよう、各種活動を支援してまいります。

次に、図書館事業につきましては、一昨年、生涯学習情報センター内に移転して以来、電算化による迅速なサービス、閲覧コーナーの整備などにより大幅な利用増となっております。この利用を更に促進させるため、生涯学習時代に即応した情報収集の拠点として、道立図書館や道内の図書館とのネットワークを図りながら、図書館の基本的機能であります図書資料の収集・保存を行い、読書普及事業や視聴覚資料を有効的に活用した事業に積極的に取り組んでまいります。

また、親子に本の楽しさを伝える「ブックスタート事業」や「読書感想文コンクール」「読み聞かせ会」などを通して、子供たちの読書推進と幼児期からの読書に親しむ環境づくりに努めてまいります。更に、移動図書館活動の充実及び朝日公民館図書室との連携を図るとともに、新たに図書館ボランティアを募集し、利用者の視点からの図書館づくりを推進してまいります。

次に、博物館事業につきましては、収集資料の整備や保存、また調査研究などの機能の充実に努めるほか、教育普及活動として、自然観察や体験学習事業等の実施と調査研究報告書の発刊に取り組んでまいります。また、青少年活動促進事業といたしまして、アウトドア体験や親子収穫体験などの事業に取り組むとともに、特別企画展として、「ゆかりの作家『北海道の風景展』」を開催してまいります。

更に、朝日郷土資料室につきましては、資料の整理及び収蔵・展示を行いながら、博物館とも連携し、教育機能を有効に活用するよう努めてまいります。

次に、つくも青少年の家事業につきましては、青少年の健全な育成を目的として宿泊及び日帰り研修を積極的に受け入れ、社会教育施設としての機能を生かし、青少年から高齢者に至るまでの幅広い利用の促進に努めるとともに、研修プログラムの提供など、利用者へのサービスの向上を図ってまいります。

第3に、市民スポーツの推進であります。

スポーツは、人生をより豊かにし充実したものとするとともに、地域社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠であり、スポーツに親しむことは極めて大きな意義を有しております。本市においても、昨年10月に「健康・スポーツ都市宣言」をしたところであり、そのため、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実、競技力の総合的な向上、生涯スポーツ・競技スポーツと学校体育との連携の推進を図るなどの方策が求められているところであります。

現在、本市におきましては、市内4地区で「総合型地域スポーツクラブ」が設立され、市民の多様なニーズにこたえ、子供からお年寄りまで各地区の特色を生かしたきめ細かな事業を展開しており、更に、朝日地区でのクラブ設立を目指していくところであります。

こうした中、スポーツクラブの持つ役割はより大きくなっており、各学校とスポーツクラブとの一層の連携を図り、子供たちに学校外でのスポーツ活動の機会を積極的に提供するなど、生涯にわたりスポーツになれ親しむ環境づくりに努めてまいります。更に、本市の総合的なスポーツ振興を目的とした「スポーツ振興計画」の策定を、全市的なスポーツ関係団体等の役割分担を含めた体系化を図りながら進めてまいります。

また、これらを推進する中で、総合体育館につきましては、財団法人土別市体育協会への段階的な管理委託を進め、学校体育施設の開放による効率的な活用やスポーツ団体や、体育指導委員との一層の連携を図りながら、市民スポーツの拠点として、総合型地域スポーツクラブが中心となった各種事業を展開してまいります。

「スポーツ合宿の里」づくりににつきましては、陸上競技やスキー競技を中心として、年間2

万人を超える合宿の受け入れを行っており、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図っているところであります。本年も、新規チームの招致活動に努めるとともに、「合宿の里土別推進協議会」との連携のもとに、市民交流会を初め合宿チームによる陸上教室の開催など、市民と選手や指導者との交流を図り、陸上競技場の改修、写真判定機の更新など、更には全市的な施設の有効的活用を図りながら、合宿受け入れの環境整備を進めてまいります。

さらに、20回の節目を迎える「ハーフマラソン大会」を初め、例年実施いたしております「オリンピックデーラン」や陸上競技の中・長距離の国内一流選手を迎えての「ホクレン・ディスタンスチャレンジ土別大会」など、大会の成功に向け、各関係機関・団体等との連携を図りながら進めてまいります。

以上、教育行政の執行に関する所信と基本方針につきまして申し上げましたが、今後とも、生涯学習社会の実現に向けて学校、家庭、地域社会が一体となり、更に朝日町特例区事業とも連携を深めながら、教育委員会が一丸となって努力する所存でございますので、市議会議員を初め市民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。（降壇）  
議長（西尾寿之君） 次に、平成18年度各会計予算並びに関連提出議案の説明を求めます。相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） ただいま議題となりました議案第3号から議案第35号まで、平成18年度土別市一般会計予算案外各特別会計及び企業会計予算案並びに予算案に関連いたします案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第3号 土別市一般会計予算から議案第15号 市立土別総合病院事業会計予算についてまで御説明申し上げます。

我が国の経済は、全体を通じて回復基調にあるものの、地方間にはばらつきが見られ、本市を含め北海道内の地方都市では一層不況感が強まっている状況にあります。この影響から自主財源である市税が減収の見込みにあるとともに、平成18年度が第1期改革の最終年度となる三位一体の改革により、更なる国庫補助負担金の一般財源化が行われる中で、合併による国の支援措置を考慮しても、地方交付税が前年度並みの見込みとなるなど、歳入の確保は依然として厳しい状況にあります。

一方、歳出面では、事業の見直しや経費の節減に努めたところではありますが、複雑かつ増大化する市民要望に的確に対応するために、不足する財源を基金からの繰り入れなどにより補い、収支の均衡を図ったところであります。

平成18年度予算は、昨年9月に合併してから初めての通年予算の編成となりますが、新市建設計画並びに合併協議での経過を踏まえる中で、市民生活に急激な変化を与えぬよう努めたところであります。また、サンライズホール事業や全日本サマーチャンプ大会などのスポーツイベント開催事業など、朝日地区で取り組んできた特色ある事業については、朝日町合併特例区事業として予算措置をいたしました。

その結果、予算の総額は、一般会計164億5,431万5,000円、特別会計93億3,114万9,000円、

企業会計61億1,048万5,000円、計318億9,594万9,000円となり、前年度の旧土別市、旧朝日町の当初予算の合算額と比較いたしますと、一般会計では3.5%の増となりましたが、国の合併支援策による合併特例振興基金積立11億円を除きますと、実質的には3.4%の減となり、特別会計で0.9%の減、企業会計では1.2%の減となり、総額では対前年比1.3%の増、実質的には2.2%の減となったところであります。

次に、予算編成に当たり特に留意した事項及びその主な内容について、一般会計の歳出から順次御説明申し上げます。

まず、総務費であります。一般管理事業費を初め情報管理事業費、合併特例債の活用による合併特例振興基金の積み立て、人づくり・まちづくり推進事業費、自治会活動補助事業費のほか、朝日町合併特例区で実施する事業に係る交付金については総務費で一括して計上するなど、合わせて19億3,856万9,000円を計上いたしました。

次に、民生費であります。社会福祉費は、公共施設のバリアフリー化を推進するための整備事業費、身体障害者・知的障害者の方々に対する支援事業費、高齢者のための除雪サービス・ホームヘルプサービスなどの委託事業のほか、介護保険法の改正によりこれまでの在宅介護支援センターにかわって介護予防サービス計画を策定する地域包括支援センター運営事業費、医療給付事業費、桜丘荘運営事業費などを計上し、児童福祉費ではへき地保育所への管理運営委託事業費、新たに子育て支援のための「つどいの広場」の運営事業費を計上したほか、児童手当支給事業費、乳幼児医療費給付事業費、保育園管理運営事業費、児童館運営事業費などを計上し、生活保護費と合わせて民生費で26億583万5,000円を計上いたしました。

次に、衛生費につきましては、保健衛生費で、母子成人保健事業費、基本健康診査事業費、がん検診事業費、火葬場管理事業費及び墓地管理事業費のほか、水道事業会計並びに市立総合病院事業会計に対する補助金などを計上し、清掃費では、ごみ処理収集事業費、ごみ処理埋立事業費を計上するなど、衛生費で合わせて10億975万2,000円を計上いたしました。

次に、労働費についてであります。勤労者及び高齢者の生活安定と雇用の促進を図るための事業費のほか、労働金融対策事業費などで5,509万3,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費についてであります。本市農業は農畜産物価格の低迷、後継者不足、更には品目横断的経営安定対策の導入などから大きな転換期を迎えており、魅力ある農業確立のため一部制度を拡大する中、農業・農村担い手対策事業費を初め、各種制度資金に対する利子助成事業費、中山間地域等直接支払交付金事業費、甜菜作付振興事業費などを計上したほか、道営による8地区の農業農村整備事業費、平成21年度から着手となる上土別地区国営農地再編事業に向けての推進事業費を計上いたしました。

また、畜産の振興につきましては、新たに土別産羊肉ブランド化に取り組むめん羊振興事業費を計上したほか、畜産基盤再編総合整備事業費、牧場管理事業費などを計上し、農道の整備では道営による農道整備事業費で、ふるさと農道2路線を整備することとし、農業費で11億5,722万6,000円を計上いたしました。

林業費につきましては、森林の適切な整備を図るための森林整備地域活動支援交付金事業費、森林環境保全整備事業費、緑資源機構分収造林事業費などで9,353万5,000円を計上し、水産振興費60万5,000円を合わせて農林水産業費全体で12億5,136万6,000円を計上いたしました。

次に、商工費であります。中小企業振興条例の対象事業などの拡大及び企業立地促進条例の見直しを図る中で、商店街活性化のための事業費、事業所に対する助成事業費などを計上し、観光関係では、各種イベント推進事業費とともに、羊と雲の丘観光施設、岩尾内観光施設を初めとする各施設管理運営事業費及び消費経済費と合わせて、商工費で4億1,278万9,000円を計上いたしました。

次に、土木費につきましては、道路流雪溝等の維持管理事業費を初め、道路新設改良費では、道路網の整備を計画的に進めるため単独事業12路線、交付金事業4事業を実施するとともに、歩道のバリアフリー化を継続して進めるほか、国庫補助事業で南町西2区仲通り道路改良を実施するなど、道路橋梁費で5億6,622万2,000円を計上いたしました。

都市計画費では、街路公園の維持管理費、東大通り・若葉通りの改良舗装工事費及び補償費等を計上したほか、公共下水道事業特別会計繰出金などを合わせて5億6,354万2,000円を計上するとともに、18年度、19年度の2カ年で実施する市営住宅北部団地D棟の建設事業費6億5,560万円のうち18年度実施分3億9,336万円など、住宅費で4億8,365万4,000円を計上し、土木費全体で16億6,900万8,000円を計上いたしました。

次に、消防費であります。土別地方消防事務組合負担金のほか、併設する国の施設と一体的に河川情報管理や展示のほか、防災や災害が発生した際の復旧活動の拠点施設として河川防災ステーションの維持管理費を計上するなど、6億4,912万8,000円を計上いたしました。

次に、教育費について申し上げます。

まず、教育総務費では、学習振興事業費、遠距離通学助成事業費、情報処理教育推進事業費、就学援助事業費などで1億6,163万1,000円を計上し、小・中学校費では、18年・19年の2カ年で実施する系魚小学校の建設事業費10億3,161万5,000円のうち18年度実施分4億2,800万円を計上したほか、学校維持管理事業費、環境衛生検査委託事業費、教職員住宅整備事業費などで5億9,836万2,000円を計上し、高等学校費では、土別東高等学校管理事業費、高等学校バス通学事業費などで1,557万4,000円を計上いたしました。

社会教育費につきましては、社会教育推進事業費、文化振興補助事業費、生涯学習振興事業費のほか、生涯学習情報センター、サンライズホールなどの各種社会教育施設の管理運営事業費などを合わせて1億9,994万3,000円を計上し、保健体育費では、スポーツ合宿推進事業費、総合スポーツクラブ推進補助事業費、スポーツイベント開催事業費を計上したほか、スポーツ施設の維持管理経費及び公認検定に向けた陸上競技場の整備事業費を計上するとともに、18年度から土別地区の施設で統一して実施する学校給食センター管理運営事業費など3億989万3,000円を計上し、教育費全体では12億8,540万3,000円を計上いたしました。

次に、公債費につきましては、地方債の償還元金利子のほか、一時借入金利子などを合わせ

て24億2,274万4,000円を計上いたしました。

次に、職員費では、特別職並びに一般職職員などの給与費として30億897万6,000円を計上いたし、予備費につきましては500万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なるものについて御説明申し上げます。

まず、市税につきましては、17年度の決算状況から推計し個人・法人を合わせて7億3,141万7,000円を計上し、固定資産税につきましても、決算状況を考慮して10億4,963万6,000円を計上したほか、市たばこ税、都市計画税などを合わせて市税総額を21億2,263万9,000円といたしましたところであります。

次に、地方譲与税については、三位一体の改革における国庫補助負担金の削減に伴う税源移譲により所得譲与税の増加を見込み、全体で5億500万円を計上し、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び地方特例交付金につきましては、国の予算並びに地方財政計画の収入見込み額を勘案し、合わせて4億3,850万円を計上いたしました。

次に、地方交付税についてであります。地方財政計画における伸び率、合併による支援措置及び国勢調査結果による人口減少に伴う影響などを考慮し、普通交付税については61億506万7,000円と見込み、特別交付税の7億5,000万円を合わせて68億5,506万7,000円を計上し、交通安全対策特別交付金600万円、分担金及び負担金1億1,391万6,000円、使用料及び手数料については3億6,363万3,000円を計上いたしましたところであります。

次に、国庫支出金では各事業との関連から12億74万3,000円、道支出金では6億7,835万2,000円を計上し、財産収入では、市有財産の貸付収入のほか、畜産担い手育成総合整備事業により整備された畜産関係施設の受益農家への譲渡収入を計上するなど、2億1,370万7,000円を見込み、繰入金につきましては、財政調整基金の3億3,000万円のほか、糸魚小学校建設事業の財源として公共施設整備基金1億円の取り崩しを予定するなど、基金全体で5億1,723万1,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、各種貸付金の元利収入など9億2,182万4,000円を計上し、市債では、歳出予算に計上した建設事業の財源として10億2,470万円、合併後の地域住民の一体感醸成のため積み立てする合併特例振興基金の財源として合併特例債10億4,500万円を計上するなど、市債総額で25億1,770万円を計上いたしました。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、特別会計の歳出予算であります。診療施設特別会計につきましては、上士別・多寄2診療所の運営経費で2,118万7,000円を計上し、国民健康保険事業特別会計につきましては、療養諸費及び高額療養費など保険給付費で20億4,421万円、老人保健拠出金4億1,649万9,000円のほか、介護納付金1億3,510万6,000円などを合わせて27億5,752万7,000円を計上いたしましたところあります。

また、老人保健特別会計では、医療諸費及び事務経費などで33億3,237万3,000円を計上いた

しました。

次に、介護保険事業についてであります。介護保険事業特別会計では、居宅介護サービスや介護老人福祉施設入所者に係る保険給付費などのほか、介護保険制度の改正に伴い新たに実施する地域支援事業費などで14億5,959万6,000円を計上し、介護サービス事業特別会計につきましては、コスモス苑、桜丘及びコスモスデイサービスセンターの運営費のほか、短期入所生活介護事業費を合わせ3億5,760万7,000円を計上いたしました。

また、地方卸売市場事業特別会計につきましては、市場管理費などで3,859万6,000円を計上し、簡易水道事業特別会計では、統合簡易水道整備事業費のほか、土別地区、朝日地区に係る簡易水道の維持管理事業費などで2億9,872万1,000円を計上いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、雨水管・汚水管などの管渠新設などの下水道施設整備費、下水道処理場管理費のほか、朝日地区に係る特定環境保全下水道事業費などを合わせて8億8,899万4,000円を計上するとともに、農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設費、個別排水処理施設費などを合わせて1億7,344万4,000円を計上したほか、工業用下水道事業特別会計につきましては、岩尾内ダムの管理負担金などで310万4,000円を計上したところであります。

なお、これら各特別会計に対する財源といたしましては、それぞれ国・道支出金、市債等の特定財源を充てたほか、不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金をもって収支の均衡を図ったところであります。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計であります。18年度の業務量を給水戸数7,600戸、年間総給水量を225万8,800立方メートルと推計した結果、収益的収支につきましては、収入3億5,031万2,000円、支出3億6,988万5,000円、不足額1,957万3,000円、資本的収支では、収入1億2,936万2,000円、支出2億341万7,000円、不足額7,405万5,000円となった次第であります。

以下、その主なる内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入であります。営業収益では、給水収益のほか受託工事収益などを合わせて3億3,316万6,000円を計上し、営業外収益では、一般会計繰入金など1,713万6,000円を計上いたしました。また、収益的支出では、営業費用で3億1,764万5,000円を計上し、営業外費用では5,098万8,000円を計上したところあります。

次に、資本的支出であります。東山浄水場改良工事費などのほか、企業債償還金などを合わせて2億341万7,000円を計上いたしました。これに対する資本的収入といたしましては、建設改良に伴う企業債及び工事負担金などを合わせて1億2,936万2,000円を計上いたしました。不足する額につきましては、損益勘定留保資金などをもって補てんいたすものであります。

次に、市立土別総合病院事業会計について申し上げます。

まず、18年度の事業量であります。年間患者数を入院で8万6,870人、外来で23万9,120人と推計した結果、収益的収支につきましては、収入49億7,550万1,000円、支出50億8,016万



1,000円、不足額1億466万円、資本的収支では、収入3億5,925万2,000円、支出4億5,702万2,000円、不足額9,777万円となった次第であります。

以下、その主なる内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入であります。医業収益については、入院・外来等を合わせて46億8,462万3,000円を計上し、医業外収益では、一般会計からの補助金などで2億9,087万6,000円を計上いたしました。収益的支出では、医業費用について49億385万8,000円を計上し、医業外費用では、企業債償還利息などで1億5,987万5,000円を計上したところであります。

次に、資本的支出であります。医療機器整備費、企業債償還金などを合わせて4億5,702万2,000円を計上し、これに対する資本的収入といたしましては、企業債並びに一般会計からの繰入金などを合わせて3億5,925万2,000円を計上いたしましたが、不足する額につきましては、損益勘定留保資金により補てんをいたすものであります。

次に、予算に関連いたします議案について順次御説明申し上げます。

まず、議案第16号 土別市振興審議会条例の制定についてであります。総合計画等の各種主要計画の策定を初め、本市の振興に係る重要な施策のほか、土地利用及び開発事業等に関することについて必要な調査研究及び審議を行うとともに、それらの促進等について答申または意見具申を得る組織として、市民20人以内で構成される土別市振興審議会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第17号 土別市中小企業振興条例の制定についてであります。平成17年9月の合併後本年3月までの暫定施行となっております土別市中小企業振興条例について、朝日商工業振興施策との再編・統合を図る中で、商店街の空き店舗活用事業において店舗取得に対する助成措置や、運転資金及び店舗回収等資金の融資対象者として新たに創業者を追加するとともに、特別融資資金に緊急経営安定資金を創設するほか、中小企業者等の創業並びに新分野事業を促進する新規開業等支援事業への助成などを新たに加え、条例を制定するものであります。

次に、議案第18号 土別市河川防災ステーション条例の制定についてであります。防災や災害が発生した際の復旧活動の拠点施設、あるいは平常時での地域活動に活用する施設として、5月1日オープン予定となっております河川防災ステーションについて、円滑な管理運営を行うため、条例を制定するものであります。

次に、議案第19号 土別市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。合併に伴う土別市議会議員の在任特例が本年4月30日をもって期限を迎えることから、議員の報酬、期末手当を旧土別市議会議員の金額支給方法に統一するとともに、本年3月27日をもって名寄市と風連町が合併することにより、条例の別表中、日当を支給しないとする市町から「風連町」を削除するための所要の改正であります。

次に、議案第20号 土別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第21号 土別市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。ただいま申し上げました名寄市と風連町の合併により、日当を

支給しないとする市町の所要の改正であります。

次に、議案第22号 土別市基金条例の一部を改正する条例についてであります。合併後の地域住民の一体感醸成のため、合併特例債を活用した合併特例振興基金を設置するための所要の改正であります。

次に、議案第23号 土別市学校給食センター条例の一部を改正する条例につきましては、合併に伴い、朝日町給食センターの給食業務を本年4月から土別市学校給食センターで統合して実施することから、3月末をもって廃止するための所要の改正であります。

次に、議案第24号 土別市朝日山村広場条例の一部を改正する条例についてであります。市民の体育振興と健康増進を図るため設置している土別市朝日山村広場の夜間照明施設の利用料を、合併協議に基づき市内の他の施設と同様に、18年度より全点灯30分間1,000円、減点灯30分間500円の使用料を徴収するための所要の改正であります。

次に、議案第25号 土別市福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例について、議案第26号 土別市こども通園センター条例の一部を改正する条例について、議案第27号 土別市ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例について、議案第28号 土別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。いずれも本年4月1日から施行となる障害者自立支援法に係る所要の改正でありまして、保健福祉部が行う事務等に障害者自立支援法の事務を加えるほか、障害を持つ児童のサービスや精神障害者にかかわってホームヘルプによる居宅サービスを実施するための所要の改正とともに、知的障害者福祉法第19条の規定による知的障害者援護施設の入所者を新たに助成の対象とするため、所要の改正をいたすものであります。

次に、議案第29号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について並びに議案第30号 土別市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法の一部が本年4月に改正されることに伴い、第1号被保険者の新たな保険料区分の設定や負担軽減のための所要の改正、第3期計画に基づく保険料の設定、国の法施行時の利用者に対する軽減措置の廃止、障害者サービス利用者の軽減措置の適用期間を延長するほか、市独自の利用料軽減を継続するための所要の改正をいたすものであります。更に、新予防給付と地域支援事業の創設に伴い、地域支え合い事業の介護予防事業を地域支援事業と高齢者福祉事業として再編するとともに、介護報酬の改定に合わせて利用料を改正するための所要の改正であります。

また、在宅介護支援センター「きぼう」を廃止し、高齢者の総合的なマネジメントを担う土別市地域包括支援センターに移行するとともに、特別養護老人ホームコスモス苑内に設置している在宅介護支援センター「ふれあい」を委託先の社会福祉協議会内に移行させるための所要の改正をいたすものであります。

次に、議案第31号 土別市農業活性化施設条例の一部を改正する条例についてであります。本年度体験農園が整備され、川西農村公園の整備が完了したことに伴う当該施設の設置及び管理のための所要の改正であります。

次に、議案第32号 土別市企業立地促進条例の一部を改正する条例につきましては、本条例の事業所設置補助を投資額に応じた補助率に見直しを図るとともに、現行条例の事業所設置補助及び建設用地取得補助が工場等の新設及び増設に対して同一の補助率としていることから、増設の場合は新設の場合の3分の2以内の補助とするための所要の改正であります。

次に、議案第33号 土別市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。平成17年12月に改正された公営住宅法施行令により、市営住宅の公募の例外として、入居者及び同居者の世帯構成及び心身の状況に応じて公募によらず入居させることができるなどの所要の改正をいたすものであります。

次に、議案第34号 土別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成16年11月をもって分娩業務を停止している産婦人科の2利用施設を他の施設へ転用し有効活用を図るため、病院開設許可を受けている診療科目を「産婦人科」から「婦人科」に変更するための所要の改正であります。

次に、議案第35号 土別市表彰条例の制定についてであります。合併に伴い見直しを図ったもので、功労表彰として自治功労、産業功労、社会福祉功労などのほか、新たに消防功労及び実践功労を設け8区分とするとともに、従来の功労表彰とは別に、永年勤続、ボランティア活動、善行活動、文化・スポーツ活動において輝かしい成績を上げ地域振興に貢献した場合や、公益の寄附行為等をたたえるため社会貢献表彰を新設するなど、新たな条例を制定いたそうとするものであります。

以上、平成18年度一般会計予算案外、各特別会計及び企業会計予算案並びに予算案に関連いたします案件につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号 平成18年度土別市一般会計予算外32案件を審査するため、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第35号までの33案件は、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 引き続き、予算審査特別委員会正副委員長の選任を行います。

この選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定より、議長が会議に諮って選任することになっておりますので、正副委員長の御指名を申し上げます。

予算審査特別委員会委員長に近藤礼次郎議員、副委員長に穴井芳明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名したとおり選任いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時54分休憩)

(午後1時30分再開)

議長(西尾寿之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第36号 土別市名誉市民に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長(田苺子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第36号 土別市名誉市民に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

合併に伴い漸次制定の扱いとなっておりました土別市名誉市民に関する条例についてであります。合併前の両市町におきましてはそれぞれ条例を定め、該当者に対する名誉市民賞の贈呈を初め、各種の特典及び待遇を講じていたところであります。

このたび制定します条例におきましても、「広く社会文化の興隆又は市の発展に寄与し、市民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認める者」を市長の推薦により議会が決定することとし、該当者に対しては、市が主催する重要な式典への招待ほか、死亡の際には弔辞、弔花、弔慰金の贈呈等の待遇を定めたものであります。

なお、旧土別市におきまして定めておりました該当者に対する名誉市民年金の支給につきましては、道内各市においても支給制度を廃止する傾向にあり、更に、今日的な社会情勢等にかんがみその取り扱いを廃止いたしましたところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(西尾寿之君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第4、議案第37号 土別市山崎賞条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第37号 土別市山崎賞条例の制定について、その内容を御説明申し上げます。

本条例は、合併に伴い漸次制定の取り扱いとなっておりましたが、故山崎永太翁の遺志を受け継ぎ、本市農業の発展に顕著な研究などを行った農業者を表彰し、研究意欲の向上を奨励することを目的として条例を制定いたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第5、議案第38号 土別市長の資産等の公開に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第38号 土別市長の資産等の公開に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

合併に伴い漸次制定の扱いとなっておりました土別市長の資産等の公開に関する条例についてであります。合併前両市町においてそれぞれ条例を定めていたところであり、引き続き政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第6、議案第39号 土別市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第39号 土別市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

個人情報保護条例においては、実施機関の職員並びに委託業務に従事する者及び従事していた者が条例の規定に違反した場合に、一定以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとなっておりますが、本年4月から指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理業務に従事する者及び従事していた者に対しても同様に、罰則規定を適用させようとするものであります。

また、これら罰則につきましては、あくまでも条例に違反した個人に対して適用されることとされており、これまで、委託業務を行う法人等には罰則規定が設けられておりませんでした。しかしながら、これら条例違反に対する事業主の監督責任を問う必要性があることから、委託業務を行う法人等に対しても違反行為者同様の罰金刑を設け、個人情報保護の一層の強化を図るために所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第7、議案第40号 土別市コミュニティバス運行事業条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第40号 土別市コミュニティバス運行事業条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

朝日町地域の路線バスの廃止に伴う住民の交通確保のため、登和里地区から中央地区及び茂志利地区から三栄地区、南朝日地区を経由して中央地区までの2路線を運行しておりますコミュニティバスにつきましては、現在、土別軌道株式会社に委託運行しているところであります。今回、委託更新をするに当たり、従前まで「バスの運行を土別軌道株式会社に委託することができる」と定められておりますことから、土別軌道株式会社以外の事業者が排除されることとなりますので、「土別軌道株式会社」を「道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の許

可を受けた者」に改め、バスの運送業者のほか、タクシー事業者や貸し切りバス等の運送事業者など、他の事業者にも委託業務への参加機会を広げるために所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第8、議案第41号 上川教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び上川教育研修センター組合同規約の一部変更についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第41号 上川教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び上川教育研修センター組合同規約の一部変更について、その内容を御説明申し上げます。

本議案は、教職員等の研修並びに研修に関する調査研究を実施するため、上川支庁管内の市町村により組織している上川教育研修センター組合から、名寄市及び風連町の合併に伴う両市町の脱退並びに新名寄市での同組合への加入について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第9、議案第42号 町（字）の名称の変更についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第42号 町（字）の名称の変更について、その内容を御説明申し上げます。

本議案は、朝日町合併特例区の設置に伴い、既に告示しております本市の朝日地区の町の名称と市町村の合併の特例に関する法律第5条の37第1項の規定による住居表示に、合併特例区の名称を冠する際、朝日町の字句が重複することのないように、本市における町の名称を変更しようとするものであり、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、変更の期日につきましては、合併特例区の設置に合わせ平成18年3月31日とするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第10、議案第43号 土別市公の施設の指定管理者の指定についてから議案第48号 土別市公の施設の指定管理者の指定についてまで、以上6案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第43号 土別市公の施設の指定管理者の指定についてから議案第48号 土別市公の施設の指定管理者の指定についてまで、一括してその内容を御説明申し上げます。

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理に関して指定管理者制度が導入され、合併時には、土別市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を即時施行いたしましたところであり、また平成17年第2回定例会においては、指定管理者制度を導入すべく、現在管理運営を委託している公の施設に関わる10件の条例改正について議決をいただいたところであります。その後、本年1月25日に土別市指定管理者審査委員会を設置し、1月31日には、すべての施設について指定申請書が提出されたところであり、2月8日に、それら指定申請書に基づいて、それぞれの施設ごとに審査をいたしたところあります。

その結果、土別市総合福祉センター及び土別市多世代スポーツ交流館については社会福祉法



人士別市社会福祉協議会を、士別市林業センター、士別市日向森林公園及び大和牧場については北ひびき農業協同組合を、士別市勤労者センターについては財団法人士別中小企業勤労者福祉協会を、士別市羊と雲の丘観光施設及び士別市サイクリングターミナルについては羊と雲の丘観光株式会社を、士別市スポーツ合宿センターについては株式会社翠月を、士別市中心市街地交流施設については士別市中心商店街振興組合を、それぞれ平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。齊藤 昇議員。

28番（齊藤 昇君） 指定管理者制度の導入の問題については、国で法律ができた時点からこの本会議でも何回か、そして委員会でも質問を続けてまいりました。いよいよ制度が発足する、そして指定業者が決まるこの時点に立って、おさらいの意味でこの際お聞かせいただきたい。

そもそもこの指定管理者制度がつくられたいきさつ、私はこれは民間でできるものは民間に、簡単に言えば民間委託の促進なんだけれども、しかし、この本市の中には指定業者に委託することによって市民サービスがより一層向上していくこと、これが第一義的に求められていると私は判断しているのだけれども、この制度の導入とその目的を市の方ではどういうふうに押さえていらっしゃるのか、この際お聞かせを願っておきたいと思います。

議長（西尾寿之君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

まず、この制度の位置づけというようなことですが、これまで公の施設につきましては、管理について、警備あるいは清掃とそういったものについては民間業者に委託することができたわけですが、施設そのものの管理運営と、そういったものについては公的団体あるいは市が出資している第3セクターにしかできなかったと。それが今回の指定管理者制度の導入によりまして民間会社にもできるようになったと。

その背景といたしましては、民間会社につきましてもいろいろなあらゆる事業に最近参入してきているようにもなりましたし、例えばNPO法人といったものについても組織がかなりしっかりしてきたと。そういったことから、これまで公的代理でなければできなかった住民サービスについても十分対応ができるだろうと。そういうようなことから、それらの民間のノウハウ等を有効に活用して、効率的に施設の管理運営することによって住民サービスの向上につながるだろうというようなことで、この指定管理者制度が導入されたというところであります。

ただ、この業者の選定というものに当たりまして、例えばこれまでのように入札をして単なる安ければそこに任すと、そういったことにはなりませんので、信頼できる業者を指定するといったようなことから、議会の議決を得た中でその業者に委託をするといったようなこれまでにない新たな公の施設の管理方法というような位置づけということで考えております。

議長（西尾寿之君） 齊藤 昇議員。

28番（齊藤 昇君） それで具体的には、例えば大和牧場は北ひびき農協に行くんだけど、しかしあそこは一般会計を見ても大幅な赤字ですね。独立採算で言えばですよ。それから、土別市の中心市街地交流施設、更に今申し上げた大和牧場、こういうものは債務負担行為の中にはのせていらっしやらないんだけど、これはどういう意味でのせなかったのかということと、どういうふうに取り扱っていくのか、この点はいかがですか。

議長（西尾寿之君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） ただいま議員のお尋ねがありましたら、森林公園、大和牧場、この3つの施設については債務負担行為をとっていないということでございますけれども、ほかの施設につきましては毎年一定の収入が大体見込めると。それと、その施設に係る管理運営費についても、これまでずっと経営してきておりますから大体見込めるだろうということで、市の委託料についてもおおむねの額ですけれども算出ができるということで、3年の債務負担行為をとっておりますが、ぷらっとにつきましては、委託料の額に比べてどうしても収入に頼っている部分が多い。そして、お風呂の経営ということでその利用客の変動幅が多いと。あと、ぷらっとで一番大きくかかるのは灯油の経費と。そういったこともありまして、その今後の変動がすごく多いということで、ちょっと3カ年の契約が協定額になりますけれども、それを定めるのは今のところもう少し様子を見た方がいいのかなということで、単年度の契約と。

大和牧場につきましても、収入というのが今の放牧の預託料だけになるわけですが、例えばこれがぐっと落ちたと。そういったような場合に予算を超えた額を支出しなければならないということもありますので、管理委託をした場合、その指定管理者が持つ収入の変動が大きい要因がある3施設について、単年度の委託の協定をしようというような考えであります。管理者の指定自体については3年でありまして、予算的なものについては1年ずつ決めていこうというような考えであります。

議長（西尾寿之君） 齊藤 昇議員。

28番（齊藤 昇君） サイクリングターミナルにしても羊飼いの家にしても、大体市の方で算定した労賃でありますとか、あるいはどのくらい入るかということで委託をするわけですね。私は、指定管理者が本当に才覚を發揮して、今まではこんなふうにしていたと、市から言われる委託料だったから今度も委託料なんだけれども、市から金が払われるんだけれども、しかし受けた人がどういう工夫をして自分たちのいわば収入に結びつけていくか。サイクリングターミナルが赤字を出さないためにはどうしていくんだと。あるいは羊飼いの家はどうかを發揮していくのか。ぷらっとにしてもそうです。あそこは本当はこのくらいでいくけれども、風呂の日を例えば設けて、そういう工夫や努力もして経営に貢献していく、そういうことが指定管理者制度の指定をする目的だと思うんです。

だから私は、今までと同じマンネリではなくて、そういう才覚も發揮して市民サービスが行き届いていく、そして委託料の軽減にもつながっていく、そういうように求めるべきだと思う

んだけれども、この点は今までよりも発想を一步前進させて、経営の安定と市民サービスの向上につなげていくように、指定管理者にどういう立場でお臨みになったのか、そういう立場を鮮明にして臨んでいかれるように求めたいと思うんだけれども、この点はいかがですか。

議長（西尾寿之君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 指定管理者の制度が導入された背景等につきましては、今、三好財政課長の方から御説明申し上げましたとおり、今日的な経済社会情勢からいって、住民サービスを更によくするために、ある意味では民間の力もかりる、そういうことがこれからは大切な時代になってくるだろうということがあって、こういう制度ができたわけでございます。それに当たりましては、先ほど申し上げましたように、ただ安ければいいという観点からではなくて、それぞれの指定管理者に申請のあった団体、事業者については、この施設をどうやって住民サービスの向上に結びつけていくのか、そして市の行政の上で何か更なるメリット、利便性を享受できるのかということが一つの大きな柱となって、その事業者は管理運営に当たっていくということはもう当然でございます。

ですから、今、斉藤 昇議員からありましたように、今回の指定管理者制度の申請の段階に当たりまして、従来ですと第3セクターなり社会福祉協議会等々でいきますと、市と一遍の契約で、いろいろな形の契約で管理等ができたという形でございますけれども、今回の審査に当たりましては、将来どのようなサービス向上のための努力を払っていくのか、そういったものの考え方もすべて提出をしていただいて審査に当たってきたということでございます。今後ともそういった観点を大事にして、少しでも住民サービスの向上と、そして行政コストの軽減につながるように努力をしていただくということが大きな目的でございますので、そうしたことを事業者には十分こちらの方からもお話をさせていただいて、そういった取り組みに積極的にかかわっていくというように考えているところでございます。

議長（西尾寿之君） ほかに御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第48号までの6案件は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第11、議案第49号 市道路線の変更についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第49号 市道路線の変更について、その概要を御説明申し上げます。

今回変更いたそうとする認定路線、東雲2号通りにつきましては、東広通り街路整備事業の

完了に伴い東広通りに既設の道路を接続し、交通循環の改善と地域住民の利便性を高めるため、路線の終点を変更するものであります。

なお、今回の変更は道路の延伸でありますことから、路線総数718路線に変更はなく、延長につきましても53メートルと短いことから、これまでの総延長約856キロメートルに変更はないものであります。

以上、市道路線の変更について、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第12、議案第50号 平成17年度士別市一般会計補正予算（第3号）、議案第52号 平成17年度士別市老人保健特別会計補正予算（第1号）及び議案第53号 平成17年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第50号 平成17年度士別市一般会計補正予算（第3号）並びに議案第52号 平成17年度士別市老人保健特別会計補正予算（第1号）及び議案第53号 平成17年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、関連がありますので一括してその内容を御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出予算の補正についてであります。歳出につきましては、民生費では、老人保健特別会計の補正に伴う繰出金414万円を追加計上いたし、衛生費では、塵芥収集及び最終処分場の臨時職員に係る共済費及び賃金が不足したことに伴い、468万3,000円を追加計上いたしました。

教育費では、士別中学校屋内体育館改築事業につきまして、平成18年度当初予算での実施を予定いたしておりましたが、国の補正予算の決定に伴い、補助単価、起債充当率、後年度における地方交付税措置など財源確保上有利であるとの判断から、この補正予算で対応することとし、事業費として4億1,865万8,000円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、国庫支出金、地方債などの特定財源のほか、

地方交付税をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、経営体育成基盤整備事業及び水田農業振興緊急整備事業については農家の営農計画との関連から、道営水環境整備事業及び土別中学校屋内体育館改築事業につきましては実施時期との関係から、事業費を翌年度へ繰り越す所要の措置を講ずるものであります。

債務負担行為の追加につきましては、道路新設改良事業費で4路線、生活環境施設整備事業費で2地区及び交通安全施設整備事業費を合わせて4,825万円について、ゼロ市債事業として早期発注によって市内経済活性化を図るための措置のほか、指定管理者制度に基づいて総合福祉センターなど5施設について管理委託業務を3カ年で契約するため、所要の措置を講ずるものであります。

また、地方債の追加につきましては、歳出予算との関連から所要の措置をいたしたものであります。

次に、老人保健特別会計につきましては、インフルエンザの流行及び末期医療などによる医療費の増加から歳出予算不足が見込まれることから、医療給付費5,400万円を追加計上いたしました。なお、これに要する財源といたしましては、国・道支出金、支払基金交付金などの特定財源のほか、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、公共下水道事業特別会計についてであります。平成18年度当初予算に計上しております下水道施設整備事業費450万円につきまして、ゼロ市債として早期発注を行うための債務負担行為の措置を講ずるものであります。

以上、今回の補正の概要を一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号、議案第52号及び議案第53号の3案件は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第13、議案第51号 平成17年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第51号 平成17年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、旧朝日町に係る平成16年度国民健康保険療養給付費等国庫負担金について、精算の結果、超過交付となっておりますことから返還をいたすもので、439万7,000円を追加計上し、この財源といたしましては、国民健康保険税をもって収支の均衡を図った次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第14、意見書案第1号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書についてを議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） それでは、ここで、予算審査特別委員会正副委員長に選任されましたお二人よりごあいさつをお願いいたします。

初めに、予算審査特別委員会近藤礼次郎委員長、御登壇の上ごあいさつをお願いいたします。

予算審査特別委員長（近藤礼次郎君）（登壇） 平成18年度予算審査特別委員会が開催されるに当たりまして委員長の御指名を賜りましたことは、まことに光栄と存じ、その責務の重大さを身をもって感じておるものでございます。

昨年の9月1日に旧土別市、旧朝日町が合併して歴史的な新生「土別」が誕生したのであります。合併後初めての予算審査特別委員会であります。国の財政にしても道の財政にしても厳しいものがあるわけですが、厳しい財政の中であって、合併してよかったなという18年度の予

算編成であろうと思いますが、市民の皆さんは期待と関心があるものと存じます。

このような行政の中であって、平成18年度の予算審査特別委員会でもありますので、各委員の質問に対しては、市長を初めとして各関係部局におかれましては誠意ある明快な御答弁をお願い申し上げます。

報道機関の皆様方には、日ごろよりの好意に感謝を申し上げるとともに、今回の18年度の予算審査特別委員会の審査内容が市民に伝わるように、御協力を申し上げる次第でございます。

当面する市政は課題も多く、市長の精力的な政治力と市政進展を心から期待いたしまして、委員長就任のごあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。（拍手）（降壇）

議長（西尾寿之君） 次に、穴井芳明副委員長、御登壇の上ごあいさつをお願いいたします。

予算審査特別副委員長（穴井芳明君）（登壇） 先ほど予算審査特別委員会が設置されまして、議員各位の御推挙で、不肖、私を副委員長に選任いただきまして、身に余る光栄と同時に、責任の重大さに身の引き締まる思いをいたしております。

平成18年度の予算審査を通じて、新生「土別市」の更なる進展につながっていく活発な質疑がなされますよう、委員各位、理事者の皆様方の御理解と御協力を切にお願ひ申し上げる次第でございます。

経験豊富であります近藤委員長の御指導のもと、この任務を努めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、一言申し上げまして、副委員長就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）（降壇）

議長（西尾寿之君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明24日から3月6日までの11日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、明24日から3月6日までの11日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、3月7日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時13分散会）